

【8 釈文】 割付目録売払い一件謹慎請書（文化8年力）

奉ニ差上一候受書之事

上大屋村 惣兵衛

右村惣兵衛、寛政九巳年・同十年兩年分割付

目録、反古ニ相成居候趣相聞候ニ付、為ニ相糺一候所、右

兩年者武七与申もの名主相勤、同人致ニ所持一居

候所、六・七年以前弟惣兵衛江跡式相譲り候ニ付、右

割付目録茂惣兵衛江相渡候之所、古物買へ屑紙

相払候節、屑紙与相心得、女房より売払奉ニ恐入一候

旨申出候、右割付目録之義者大切之書物ニ有レ之候得者、

(45)

平日太切ニ可ニ致取扱一所、心得等閑故、女房義反古与

相心得、左様之及ニ始末一不届之至候、依レ之急度申付方も

有レ之候得共、此度者格別之用捨を以慎申付候、以来

諸事心付候様可レ致もの也

（文化八年力）

閏二月

右之通以ニ書付一被ニ 仰渡一奉レ畏候、依レ之御受書

奉ニ差上一候、以上

西領上大や村

月 日

惣兵衛

宇 八

半兵衛

忠 八

忠右衛門

留 八

御郡代

御役所



【8 読み下し文】

差し上げ奉（たてまつ）り候受書（うけしよ）の事

上大屋村 惣兵衛

右村惣兵衛、寛政九巳年・同十年年両年分割付（わりつけ）

目録、反古（ほご）に相成り居り候趣（おもむき）相聞こえ候に付、相糺（ただ）させ候所、右」

両年は武七と申すもの名主相勤め、同人所持致し居り

候所、六・七年以前弟惣兵衛へ跡式（あとしき）相譲り候に付、右

割付目録も惣兵衛へ相渡し候の所、古物買いへ屑紙（くずかみ）

相払い候節、屑紙と相心得、女房より売り払い恐れ入り奉り候

旨申し出候、右割付目録の義は大切の書物にこれ有り候えば、

（すま）

平日太切に取り扱う致すべき所、心得等閑（なおざり）故、女房義反古と

相心得、左様（さよう）の始末に及び不届（ふとどき）の至りに候、これに依り急度（きつと）申し付け方も」

これ有り候えども、此の度は格別の用捨（ようしゃ）を以（もつ）て慎（つつし）み申し付け候、以来」

諸事心付け候様致すべきもの也

（文化八年カ）

閏（うるう）二月

右の通り書付を以て仰せ渡され畏（かしこ）み奉り候、これに依り御受書  
差し上げ奉り候、以上

月 日

西領上大や村

惣兵衛

宇 八

半兵衛

忠 八

忠右衛門

留 八

御郡代（ぐんだい）

御役所